

**京都市中高層建築物等の建築等に係る住環境の保全及び形成に関する
条例施行規則の改正に関する市民の皆様の主な御意見と御意見に対する本市の考え方**

※ 以下、「京都市中高層建築物等の建築等に係る住環境の保全及び形成に関する条例」は、「中高層条例」、
「京都市中高層建築物等の建築等に係る住環境の保全及び形成に関する条例施行規則」は、「中高層条例
施行規則」といいます。

1 公共交通機関の利便性の高い地区における「居住者用自動車駐車場」の設置基準の見直しについて（29件）

(1) 「居住者用自動車駐車場」の設置基準の見直し内容について（24件）

	市民の皆様の主な御意見	件数	御意見に対する本市の考え方
①	<p>市内の交通が便利な地域では、車を持たない人が増えているので賛成である。</p> <p>まちなかの交通利便地で車の総量を減らす政策は必要なので、見直しに賛成である。</p> <p>エリアによって駐車場の設置台数に差をつけるのは賛成である。</p> <p>共同住宅の駐車場の設置は実情に応じて規定すべきと考えるので賛成である。</p>	14	<p>いただいた御意見を踏まえ、設置基準を見直し、適切な指導に努めてまいります。</p>
②	<p>駐車場の設置台数は、ファミリータイプとワンルームタイプで分け、ワンルームタイプはさらに緩和した方が良い。</p>	2	<p>今回の改正では、立地状況に応じた設置台数の見直しと併せ、自動車駐車場から自転車、自動二輪車、カーシェアリング用駐車場への振り替えを可能といたします。このことにより、立地状況だけでなく、ワンルームマンションなどの居住者特性に対応した駐車場の配置計画が可能になると考えております。</p>
③	<p>新基準で建築された共同住宅において、駐車場の不足による問題が生じた場合、駐車場を増やすことは困難である。削減の台数については慎重に判断されるべきである。</p>	2	<p>今回の改正では、既存の特定共同住宅における駐車場の利用状況の調査等の結果を踏まえ、設置基準の見直しを図っており、実態に即した改正を検討しております。</p>
④	<p>自動車は、今や1戸に1台所有が当たり前の時代であり、見直しは不要である。</p>	1	<p>今回の改正では、既存の特定共同住宅における駐車場の利用状況の調査等の結果を踏まえ、設置基準について見直しを図っており、実態に照らして見直しは必要と考えております。</p>

⑤	<p>郊外部においては、条例で規定する設置台数を大幅に上回る台数が確保されている。</p> <p>郊外部の設置台数の規定については削除し、市場原理に任せるべきである。</p>	2	<p>自動車利用に伴う紛争の防止という観点から、最低限の駐車場の設置は必要であると考えており、今回の改正では、既存の特定共同住宅における駐車場の利用状況の調査等結果に基づいて、立地状況や居住者特性に応じた設置基準の見直しを図ることで、より柔軟な駐車場計画が立案可能になると考えております。</p>
⑥	<p>車の総量抑制のためには、上限規定こそ有効だが、下限を規定しても意味がない。</p> <p>交通利便地における駐車場の整備については、事業者の自由な判断に任せたらよい。</p>	1	<p>なお、車の総量抑制については、パークアンドライドや公共交通機関の利用促進など自動車利用の抑制策を引き続き推進してまいります。</p>
⑦	<p>居住者用自動車駐車場の台数について、現行5台から3台になるのは、2分の1ではないのではないか。</p>	1	<p>台数の算出については、現行の中高層条例施行規則において端数切り上げと定めていることから、現行5台の場合は3台に見直すこととしております。</p>
⑧	<p>居住者用自動車駐車場の設置台数見直しで、大規模な共同住宅が増えないか心配である。</p>	1	<p>今回の改正で、大規模な共同住宅建設に伴う紛争が多く見られる中心市街地においては、設置台数と同数で計画するケースについて、現行の近隣商業地域・商業地域内の敷地で認めていた設置台数の2分の1まで敷地外設置できる規定を無くすことから、敷地内に設置する居住者用自動車駐車場の台数は見直しによる影響を受けないと考えております。</p> <p>これらのことから設置基準見直しによって大規模な共同住宅が極端に増加する可能性は低いと考えております。</p>

(2) 見直しを行う地区の設定について（4件）

市民の皆様の主な御意見		件数	御意見に対する本市の考え方
①	<p>駅から500m以内の中心市街地における駐車場の設置台数の基準は、現状を鑑みて望ましいと考える。</p> <p>地域によって設置台数の基準に差をつけた事は賛成である。</p>	2	<p>いただいた御意見を踏まえ、適切に運用してまいります。</p>
②	<p>公共交通機関の利便性の高い地区という範囲はどのように考えればよいか。地区をまたがる場合は緩和となるのか。</p>	1	<p>運用の詳細については、今後定めてまいりたいと考えておりますが、地区にまたがる場合も一定の条件の下、緩和する方向で考えております。</p>
③	<p>「利便性」とは、買い物、保育・幼稚園の送迎、通勤等に便利になることだと考えれば、山科地域の京阪京津線や岩倉以北の叡山電車の各駅周辺のBエリアでは、中心市街地におけるBエリアに同列と考えるには無理がある。</p>	1	<p>今回の改正では、既存の特定共同住宅における駐車場の利用状況の調査等の結果を踏まえ、設置基準の見直しを図っており、実態に即した見直し内容になっていると考えております。</p>

(3) その他について（1件）

市民の皆様の主な御意見		件数	御意見に対する本市の考え方
①	<p>公共交通機関のさらなる整備としてLRTの整備を進めるべきである。</p>	1	<p>いただいた御意見を参考に、今後の取組にいかしてまいります。</p> <p>御提案の内容については、関係部署に伝えてまいります。</p>

2 「居住者用自動車駐車場」から自転車、自動二輪車、カーシェアリング用駐車場への
振り替え措置の新設について（23件）

(1) 振り替え措置の新設について（15件）

市民の皆様の主な御意見	件数	御意見に対する本市の考え方
<p>① 居住者の実態に即したものであり賛成である。 今後増加が予想されるカーシェアリングに対応することにも賛成である。</p>	15	<p>いただいた御意見を踏まえ、現状に即した運用を行ってまいります。</p>

(2) 振り替え措置の運用について（6件）

市民の皆様の主な御意見	件数	御意見に対する本市の考え方
<p>① 自動車駐車場から自転車・自動二輪車用駐車場への振り替え措置を利用して、自動車駐車場1台分を自転車駐車場10台分に振り替える場合、別に設置が求められている自転車駐車場の戸数分の台数として換算することはできるか。</p>	1	<p>今回の改正では、現行において求めている自転車駐車場に加え、居住者用自動車駐車場を自転車駐車場や自動二輪車、カーシェアリング用の駐車場へ振り替えることができるとしており、現行に基づいて設置されている自転車駐車場の台数を振り替え分の台数に換算することはできません。</p>
<p>② 割合を検証し、変更すべきである。 現状を調査し、変更が必要である。</p>	2	<p>今回の改正では、既存の特定共同住宅における駐車場の利用状況の調査等の結果を踏まえ、設置基準の見直しを図っており、実態に即した見直し内容になっていると考えております。</p>
<p>③ 自転車・自動二輪車用駐車場へ振り替える措置は、居住者用自動車駐車場にのみ可能なのか。 学生用マンションやワンルームマンションなどでは、来客用自動車駐車場を来客用の自転車や自動二輪車用駐車場に振り替えることを認めてもよいと思う。 来客用自動車駐車場も振り替え可能にすべきである。</p>	2	<p>今回の改正では、来客用自動車駐車場からの自転車や自動二輪車への振り替え措置は想定しておりません。</p>

④	カーシェアリング用駐車場への振り替え措置は、誰もが利用できるカーシェアリングに対応するものか。	1	今回の改正では、特定共同住宅の居住者専用のカーシェアリング用駐車場を想定しております。
---	---	---	---

(3) その他について (2件)

	市民の皆様の主な御意見	件数	御意見に対する本市の考え方
①	自転車駐車場への振り替えは賛成である。自転車利用を促進するための環境整備として、自転車シェア制度の整備や、まちなかの駐輪場整備も重要である。	2	いただいた御意見を参考に、今後の取組にいかしてまいります。 御提案の内容については、関係部署に伝えてまいります。

3 「来客用自動車駐車場」から「サービス駐車場」への転換と設置基準の見直しについて（30件）

(1) 「来客用自動車駐車場」、「サービス駐車場」の設置基準等の見直し内容について（18件）

	市民の皆様の主な御意見	件数	御意見に対する本市の考え方
①	<p>来客用自動車駐車場のサービス駐車場への転換，駐車場の設置台数の基準を見直すことについて賛成である。</p> <p>公共交通機関の利便性の高い地区においても，市民生活を支えるサービス用車両の利用は不可欠であり，これらの車両が一時的にでも路上駐車することは交通の妨げになるので，駐車場を確保することは重要である。</p>	12	<p>いただいた御意見を踏まえ，設置基準を見直し，適切な指導に努めてまいります。</p>
②	<p>サービス用とするならば，乗用車ではなく，トラックが駐車できる区画の大きさを整備する必要があると思う。</p>	3	<p>今回の改正では，サービス駐車場，来客用自動車駐車場の設置条件等については，それぞれの機能を考慮した上で，適切な運用に努めてまいります。</p>
③	<p>中心市街地においては，にぎわいの誘導，まちなみ景観の保全，歩いて楽しいまちという観点から，緩和による誘導ではなく，駐車場の設置台数の上限を設けるなど，積極的に駐車場を禁止すべきである。</p> <p>不要な駐車場ができないようにすべきである。</p>	2	<p>共同住宅においては，自動車利用に伴う紛争の防止という観点から，最低限の駐車場の設置は必要であると考えております。</p>
④	<p>サービス駐車場の設置は，今回の対象地域以外においても必要なものであるから，市内全域において導入されるべきものであると思う。</p>	1	<p>いただいた御意見のとおり，今回の改正では，全市的に「サービス駐車場」の設置を求める予定としております。</p>

(2) 「来客用自動車駐車場」、「サービス駐車場」の運用について（5件）

市民の皆様の主な御意見		件数	御意見に対する本市の考え方
①	サービス駐車場については、運営方法に注意する必要があると思う。	1	サービス駐車場、来客用自動車駐車場の設置条件やわかりやすい表示方法等については、それぞれの機能を考慮したうえで、いただいた御意見を参考に適切な運用に努めてまいります。
②	完成後の使用の際、来客用自動車駐車場であることが分かりにくい。来客用か、サービス駐車場かを判別できるよう、現地に表示を義務化すべきである。	3	
③	サービス駐車場は一般的な用語ではないため、定義を明確にし、意図した目的以外に使用されないよう対策を考えるべきである。	1	

(3) にぎわい用途の誘導について（3件）

市民の皆様の主な御意見		件数	御意見に対する本市の考え方
①	にぎわい用途の誘導が特に必要な地域で、通りに面した1階部分に「にぎわい用途」を拡充するための措置の新設について賛成である。	1	いただいた御意見を踏まえ、適切な指導致に努めてまいります。
②	エリア内の商業地域、近隣商業地域において、駐車スペースの確保の必要性が、にぎわい用途の必要性を上回る地域も存在すると考えられる。対象地域全体において、そこまでの必要性が認められるか疑問である。対象地域については、合理的に制限し、決定するべきである。	1	今回の改正では、にぎわい用途を誘導する地域は、A・Bエリアで商業系の用途地域を対象としており、エリアの中でも公共交通機関の利便性が極めて高い地区に限られるため、共同住宅への来客者も車ではなく、公共交通機関の利用が大半であると考えております。 また、サービス駐車場については、最低1台以上の確保を求めてまいりますので、一時駐停車用の車両への対応は図られることとなります。
③	にぎわい用途の誘導により、サービス駐車場を1台以上設置すれば足りることとなる共同住宅が増加し、店舗を利用する自動車もあると考えられる。路上駐車が増え、市民生活・観光客を含む歩行者の安全に悪影響が出る可能性があるため、対策を十分に検討するべきである。	1	いただいた御意見を踏まえ、敷地の状況に応じた適切な運用に努めてまいります。

(4) その他について（4件）

市民の皆様の主な御意見	件数	御意見に対する本市の考え方
① 新基準は、既存の共同住宅に対しても指導を行うのか。	1	中高層条例は、中高層建築物等の建築等に際し、紛争の予防及び解決を図ることを目的としており、今回の改正は、中高層条例に係る手続としての周辺への周知を図ることになる建築物へ適用が前提と考えております。
② 使われてない来客用駐車場には、無関係の自動車が駐車される場合があり、管理上問題となっている。来客用自動車駐車場をコインパーキングにした方が、管理組合の収益にもなり、管理上も良い。	1	また、今回の改正で、いただいた御意見にあるような実態を考慮して、来客用自動車駐車場の設置台数や求める機能について見直しを図っております。
③ 京都おもいやり駐車場利用証制度は、公共施設や店舗などが対象だが、大規模の共同住宅にも同様の趣旨の来客用障害者用優先駐車場を設置してほしい。	1	この制度は、京都府においてユニバーサルデザインの考え方を基本とする社会の実現のため設けられたもので、この制度に基づき公共施設、民間施設等の協力を得て登録されている駐車場のことですが、今のところ、共同住宅での登録事例はないとのこと。いただいた御意見を踏まえ、今後、必要性も含め検討に努めてまいります。
④ 庭や植栽、塀等の設置による駐車場の設置台数の緩和の検討はできないか。	1	いただいた御意見は参考に、必要に応じて、今後の運用や取組にいかしてまいります。

4 「居住者用自動車駐車場」、「サービス駐車場」及び「来客用自動車駐車場」の敷地内設置の免除について（18件）

(1) 駐車場の敷地内設置の免除を新設することについて（14件）

市民の皆様の主な御意見	件数	御意見に対する本市の考え方
<p>① 店舗等のにぎわい用途を誘導するための駐車場の敷地内設置を免除することに賛成である。</p> <p>景観やまちづくりの観点から、にぎわい用途を誘導しようとしているにも関わらず、共同住宅に駐車場の設置の指導をしていることについて矛盾を感じていたことから、居住者用自動車駐車場、サービス駐車場及び来客用自動車駐車場の敷地内設置を免除することについて賛成である。</p> <p>今後、新築される共同住宅において、建築主により判断可能とできるのは良い。</p>	10	<p>いただいた御意見を踏まえ、適切な運用に努めてまいります。</p>
<p>② 路上に自動車があふれない工夫をすべきである。</p>	1	<p>いただいた御意見を踏まえ、適用条件等を考慮し、個々のケースにおいて適切な運用に努めてまいります。</p>
<p>③ 全面的な免除は不適當である。</p>	1	
<p>④ 御池通沿道特別商業地区内において、現在、御池通に面して自動車駐車場を設置することが支障になっているとは考えにくく、改正の趣旨が不明確である。</p>	1	<p>これまでのケースとして、御池通にしか接しておらず、駐車場を御池通に面して配置しなければならない計画の場合、本来、商業施設を誘導し、にぎわい空間を創出するという趣旨をいかしきれない場合も見受けられます。</p> <p>このため、御池通にのみ接した敷地において、市長が認めた場合には、駐車場の敷地外設置等を認めるというものです。</p>

⑤	3で、にぎわい用途の設置を条件とした自動車駐車場の敷地内設置免除を行うことから、4の敷地内設置・利用が困難な場合の自動車駐車場の敷地内設置免除の運用は意味がないと思う。	1	3については、公共交通機関の利便性が高い地区で、商業系の用途地域の敷地に限られたものであり、にぎわい用途の誘導を目指しておりますが、4は、敷地の状況として、敷地内設置や利用が困難な場合を要件としております。
---	--	---	---

(2) 駐車場の敷地内設置の免除の要件について（4件）

	市民の皆様の主な御意見	件数	御意見に対する本市の考え方
①	適切に基準を設けるのならば、駐車場の敷地外設置や免除を行うことに賛成である。	1	いただいた御意見を踏まえ、適切な運用に努めてまいります。
②	駐車場の敷地外設置については、担保性の低い賃貸借契約によるものでは不十分である。共同住宅が存在している間は確保され続けることを要件とすべきである。	1	敷地外設置の際の駐車場用地確保の担保性や、敷地外設置や免除を認める場合の要件については、今後、具体的に定めるとともに、適切な運用に努めてまいります。
③	敷地外設置の場合には荷物の搬出入や人の乗降のために建物の前で一時的に停車がなされやすい。敷地外設置を認めるかどうかについては、慎重に判断するべきであり、より具体的に要件を定めるべきである。	1	
④	サービス駐車場の設置そのものを免除することは、路上駐車等の危険性が高まる。にぎわい用途が特に強く求められる地区等に限定すべきであり、具体的な要件が定められるべきである。	1	

5 機械式自動車駐車場の前面空地の確保について（21件）

(1) 機械式自動車駐車場の前面に空地を確保することについて（17件）

	市民の皆様の主な御意見	件数	御意見に対する本市の考え方
①	<p>機械式自動車駐車場については、安全面や騒音、道路交通上の配慮が必要であり、前面空地の確保について賛成である。</p>	15	<p>いただいた御意見を踏まえ、適切な運用に努めてまいります。</p>
②	<p>児童の安全や景観への配慮を考えると、道路側へ機械式自動車駐車場を配置させないように指導すべきである。</p> <p>機械式自動車駐車場そのものを禁止するなどの、より踏み込んだ指導をすべきである。</p>	2	<p>今回の改正では、一時利用を前提とした「来客用駐車場」及び「サービス駐車場」について、機械式駐車場そのものを禁止し、平地での設置を求めることとしております。</p> <p>「居住者用自動車駐車場」のみ機械式での設置も認めますが、新たに前面空地の設置を求めることで、安全性の確保を図りたいと考えております。</p> <p>また、道路側への自動車駐車場の配置について、今後も引き続き、敷地からの出入庫の際の安全対策を指導してまいります。</p>

(2) 前面空地の設置条件について（4件）

	市民の皆様の主な御意見	件数	御意見に対する本市の考え方
①	<p>駐車場への入庫のために、道路上に自動車を停車している場面も見かけることから、取組に賛成である。</p> <p>ただし、現実的に空地を確保できるか検証が必要である。</p>	2	<p>敷地の状況や機械式駐車場等の配置を踏まえたうえで、適切な運用に努めてまいります。</p>
②	<p>安全上、駐車場内に立ち入らないようにする道路そばのチェーンゲートやシャッターについては、安全上の理由で設けたものである。道路上の駐停車防止も重要だが、安全面での対策として必要な場合があると思う。</p>	2	<p>チェーンゲートやシャッターについては、安全面や管理面での設置を必要とされる場合も、設置位置等を考慮するなど、適切な計画となるよう指導してまいります。</p>

6 平地による「サービス駐車場」、「来客用自動車駐車場」の確保について（22件）

(1) 「サービス駐車場」、「来客用自動車駐車場」を平地での設置を求めることについて（17件）

市民の皆様の主な御意見		件数	御意見に対する本市の考え方
①	サービス用や来客用の駐車場として機械式駐車場が適していないのは明らかであり、平地で確保するのは当然なので賛成である。	13	いただいた御意見を踏まえ、適切な運用に努めてまいります。
②	平地での確保は適切と考える。 なお、自走式駐車場も平地式に入れることを明記しておいてほしい。	1	
③	機械式駐車場の安全上の問題は、施設管理者が負うものですので、必ずしも、平地を条件にする必要はないのではないか。 管理者が居る建物であれば特定する必要はないと思う。	2	一時利用を前提とした「来客用駐車場」、「サービス駐車場」の形態としては、安全性の確保のため、機械式ではなく、平地の駐車場とすることが望ましいと考えております。
④	平地での設置が必要かどうか、検証すべきである。	1	

(2) 「サービス駐車場」、「来客用自動車駐車場」の設置条件について（4件）

市民の皆様の主な御意見		件数	御意見に対する本市の考え方
①	サービス駐車場や来客用自動車駐車場は、位置についても基準を設けてはどうか。	1	サービス駐車場、来客用自動車駐車場の設置条件等については、それぞれの機能を考慮したうえで、適切な運用に努めてまいります。
②	サービス駐車場には、引越し用車両なども含まれると書いてあるが、大型のトラックの駐車スペースが必要ということか。	2	
③	サービス駐車場の設置について、宅配等の業務車両を想定しているようだが、地下における設置やシャッターより内側の設置は認められないのか。 平地で設置する来客用自動車駐車場にチェーンゲートがある場合	1	チェーンゲートやシャッターについては、安全面や管理面での設置を必要とされる場合も、設置位置等を考慮するなど、適切な計画となるよう指導してまいります。

	は認められるか。		
--	----------	--	--

(3) その他について（1件）

	市民の皆様の主な御意見	件数	御意見に対する本市の考え方
①	既存の共同住宅における機械式自動車駐車場では、空きスペースが増えている。この点は考慮すべきでないか。	1	<p>中高層条例は、中高層建築物等の建築等の際し、紛争の予防及び解決を図ることを目的としており、今回の改正は、中高層条例に係る手続としての周辺への周知を図ることになる建築物へ適用が前提と考えております。</p> <p>また、今回の改正で、いただいた御意見にあるような実態を考慮して、来客用自動車駐車場の設置台数や求める機能について見直しを図っております。</p>

7 その他の御意見（22件）

(1) 既存の共同住宅への運用について（2件）

市民の皆様の主な御意見		件数	御意見に対する本市の考え方
①	今回の中高層条例施行規則の改正は、既存の共同住宅にも新基準が適用されるのか。既に設置している機械式自動車駐車を老朽化のため撤去する場合、その後の駐車場台数は新基準を満たしていればよいのか。	1	中高層条例は、中高層建築物等の建築等の際し、紛争の予防及び解決を図ることを目的としており、今回の改正は、中高層条例に係る手続としての周辺への周知を図ることになる建築物へ適用が前提と考えております。
②	既存の共同住宅に対しても新基準を適用し、変更届の制度を創設すべきである。	1	

(2) 自動車駐車場の設置基準の見直しについて（12件）

市民の皆様の主な御意見		件数	御意見に対する本市の考え方
①	「歩くまち・京都」のため必要な政策と思うので改正に賛成である。 まちなかであれば、最近、車を持たない人も増えてきており、ライフスタイルもばらばらである。柔軟に対応しても良いと思う。	5	いただいた御意見を踏まえ、適切な運用に努めてまいります。
②	できる限り徒歩や公共交通で移動するのが京都市民の目指す道であるはず。「歩くまち・京都」と共同住宅の駐車場規制とどう関係するのか分からない。 もっと美しい街を目指すにはどのようにすべきか、景観を含む各課がバラバラに規制するのではなく、「美しい街」を目指す行政を行うべきである。	2	今回の改正では、既存の特定共同住宅における駐車場の利用状況の調査等の結果を踏まえ、設置基準の見直しを図っており、実態に即した見直し内容になっていると考えております。 また、必要以上に駐車を造らないように促すことが、自動車流入を抑制することや公共交通利用の促進につながり、「歩くまち・京都」に寄与するものと考えております。 いただいた御意見を参考に、今後の運用や取組にいかしてまいります。

③	<p>駐車場の設置に関しては、条例で規定するのではなく、事業者任せにすべきである。</p> <p>共同住宅（分譲）の計画については、行政指導は最小限にとどめ、事業者任せに望ましい。</p> <p>規制する必要はない。</p>	2	<p>自動車利用に伴う紛争の防止という観点から、最低限の駐車場の設置は必要であると考えております。</p> <p>今回、立地状況や居住者特性に応じた設置基準の見直しを図ることで、より柔軟な駐車場計画が立案可能になると考えております。</p>
④	<p>京都市は「歩くまち・京都」として車規制を進めている。一方的に共同住宅の駐車場を減らすことは、敷地外の駐車場の増加をもたらすことになりかねない。</p>	1	<p>今回の見直しは、アンケート調査や既存の特定共同住宅における駐車場の利用状況の調査等に基づき、社会情勢の変化も踏まえて見直しを行うものです。</p>
⑤	<p>くしざし駐車場（前面道路に対して複数の駐車場が並んで直接面しているような配置）について、安全面も含めて一考できないか。</p>	1	<p>御指摘の駐車場の形態については、現在の運用の中でより安全に利用していただくために、建築主に対して、ミラーの設置や見通しの確保による安全面への配慮を求めているところであり、引き続き、安全性の確保に努めてまいります。</p>
⑥	<p>京都市内では、自動二輪車用の駐車場が非常に少なく困る。共同住宅でも来客用の自動二輪車用の駐車場の設置を義務付けしてはどうか。</p>	1	<p>今回の改正では、郵便等の業務用の自動二輪車についてはサービス駐車場を利用することが可能となります。</p> <p>また、振り替え制度の新設により、居住者用自動車駐車場を自動二輪車用の駐車場へ振り替えることも可能ですので、より柔軟な駐車場計画が立案可能になると考えております。</p>

(3) 他の交通手段との連携について（４件）

市民の皆様の主な御意見	件数	御意見に対する本市の考え方
<p>① 今回の改正による駐車場の削減により、路上駐車が増え、市民生活等に悪影響が出る可能性を減少させるため、更なる公共機関の充実及び路上駐車を防止する対策が講じられるべきである。</p> <p>自転車・自動車・バス・地下鉄など各種モビリティ施策とセットで考えてほしい。</p>	2	<p>今回の改正では、既存の特定共同住宅における駐車場の利用状況の調査等の結果を踏まえ、設置基準の見直しを図っており、実態に即した見直し内容になっていると考えております。</p> <p>いただいた御意見を踏まえ、今後の取組や運用にいかしてまいります。</p> <p>御提案・御指摘の内容について、関係部署に伝えてまいります。</p>
<p>② 京都市は、都市規模、地形から見ても、歩くか自転車利用を促進すべきではないか。都心部の商業施設等には施設利用者に限定しない、有料駐輪場の整備を進めてはどうか。</p> <p>都心部においては、コインパーキングの整備を抑制すべきである。</p> <p>いまだに市営レンタル自転車がない。やらないのなら自転車関係条例を見直してほしい。</p>	2	

(4) 施行期日について（１件）

市民の皆様の主な御意見	件数	御意見に対する本市の考え方
<p>① 施行期日について、建築確認申請との関係はどのように考えるのか。</p>	1	<p>今回の改正では、これから計画され、中高層条例に係る手続としての周辺への周知を図ることになる建築物への適用を前提に考えております。</p>

(5) その他について（3件）

	市民の皆様の主な御意見	件数	御意見に対する本市の考え方
①	<p>来客用自動車駐車場には、来客用障害者用駐車場の区画が必要である。</p> <p>また、共同住宅においては、消防や救急活動がうまくいけばよく、これらの活動と共同住宅の関係が良好であれば、敷地内に空地进行を設ける必要はない。</p>	1	<p>いただいた御意見は、緊急車両の活動のための空地の確保のことかと思われませんが、これを必要とする計画の場合は、消防法等の規定に沿って適切に計画されるべきものであり、共同住宅に設置する来客用やサービス駐車場とは兼用できないものと考えます。</p> <p>なお、今回、新たに設けるサービス駐車場については、宅配や郵便、老人福祉施設送迎用車両等、日常的に短時間での駐停車を行う業務車両を想定しています。</p>
②	<p>中高層条例とは直接関係ないが、次なる課題を指摘する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・駐車台数を減らすことにより、マンションの収支が変わることと大規模修繕計画の見直し ・区分所有者以外に貸し出す際の税務の処理 <p>いずれにせよ、区分所有者の意識を上げていくことが重要である。</p>	1	<p>いただいた御意見を参考に、今後の取組にいかしてまいります。</p> <p>御提案の内容については、関係部署に伝えてまいります。</p>
③	<p>集って住まうことが美しい都市形成の原点である。100年先を見据えて、住宅と都市を見直してほしい。</p>	1	